

## 共同親権 HP 周知内容の充実について

【ご意見】（令和8年1月19日受付）

今年4月より改正民法が施行され、離婚後も父母が協力して子を養育する「共同親権制度」が導入されます。

つきましては、共同親権制度の趣旨やルールが市民により分かりやすく伝わるよう、HP 周知内容の充実をご検討いただけましたら幸いです。

なお、現時点で対応が難しい事情等がございましたら、その旨をご教示いただけましたら幸いです。

何卒、前向きなご検討を賜りますようお願い申し上げます。

【回答】

ご指摘をいただきました共同親権の周知について、民法等の一部を改正する法律の施行期日が令和8年4月1日となることが閣議決定されたことに伴い、国、県からの情報提供がありますので、当市においてもホームページを活用し情報発信に努めております。

今後も、法務省ホームページの活用等、工夫しながら見やすくわかりやすい情報発信に努めてまいります。

回答 こども未来課